令和 8 年度(後期)神奈川県介護支援専門員実務未経験者に対する更新研修募集要項

1、研修目的

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることで、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2、実施主体

社会福祉法人　神奈川県社会福祉協議会(神奈川県指定研修実施機関)

3、研修期間

令和 8 年 12 月 12 日(土)～令和 9 年 2 月 27 日(土)　※動画視聴及び対面研修　合計 54 時間

4、受講対象者

原則として、神奈川県に登録しており、研修開始時点で介護支援専門員証の有効期間が概ね 1 年以内に満了する方で、介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない方。また前回の更新後から有効期間が満了するまでに実務経験を有しない方。

・介護支援専門員証の有効期間内に当該研修を全日程修了できない方は本研修では受講できません。再研修にお申し込みください。
・当面の間、介護支援専門員としての業務に就く予定の無い方は、今回の更新研修を受講する必要がありません。有効期間満了日を過ぎた後、介護支援専門員として就業する場合は、介護支援専門員再研修(本研修と同様の内容)を受講することで、介護支援専門員証の交付申請を行うことができます。
・**実務と認められる範囲については、本要項 4 ページ「(参考)【実務として認められる範囲】」を必ずご確認ください。**

5、募集定員、研修日程及びカリキュラム等

募集定員　　26 名(**全日程受講できる方**)
研修日程　　対面研修 5 日間及び研修動画視聴　※詳細は別紙1をご確認ください。

6、申込方法

受付期間:　**令和 8 年 9 月 30 日(水)から 10 月 28 日(水)まで**

方　　法:**WEB のみ受付(※WEB 以外の申込は原則受付できません。)**

①本会福祉研修センターの研修管理システムにアクセスして、個人登録を行ってください。
なお、登録済みの方は③の手順に進んでください。
(研修申し込みの際には個人登録が必要になります。)
https://www.shakyo-kensyu.jp/kanagawa/dantai_toroku_email.php

※個人登録手順の詳細は
https://www.shakyo-kensyu.jp/kanagawa/user_manual/Lgin/syugou/3-02.pdf
をご確認ください。

②登録内容の確認を事務局で行い、承認後に個人登録完了メールが送られます。
（承認にはシステム上、土日除き 3 日間程度要します。）
※個人登録だけでは、研修の申込は完了しておりません。

③個人登録完了メールから指定の URL にアクセスしてください。
付与されたログイン ID、パスワードにてログインをして、研修の申込をしてください。
※研修申込時には、介護支援専門員証及び就業予定証明書（対象の方のみ）のアップロードが必要になります。
※研修申込手順の詳細は
https://www.shakyo-kensyu.jp/kanagawa/user_manual/Lgin/syugou/4-03.pdf
をご確認ください。

④研修申込完了メールが届きましたら、手続き完了になります。
※個人登録と研修の申込の両方が完了して、申込の受付となります。
どちらかのみでは申込になりませんのでご注意ください。
※受講決定後のコースや日程の変更、欠席には原則対応できません。
申込時点で研修の全日程受講できる場合にのみお申し込みください。

7、研修修了の認定方法

各科目における到達目標に達成しているかを確認するため修了評価を実施し、その結果、評価が一定の水準を満たし、かつ全課程を修了した者に対し、修了証明書を交付。

8、受講決定

・受講可否の結果を下記の日程で郵送にてお知らせいたします。

「受講申込結果通知書」発送予定日：令和 8 年 11 月 13 日(金)までに発送予定

※**発送予定日から1週間経過しても通知が届かない場合**は、事務局(045-534-5798)までご連絡ください。

定員を超えた場合は、下記の優先順位で受講決定させていただきます。

①介護保険事業所の介護支援専門員として就労決定又は現在の就労先の法人・事業所により介護支援専門員証の更新が求められている場合で、法人・事業所が証明できる者
※上記のうち、就業予定月が早い方を優先とする。
※申込時の「介護支援専門員実務未経験者向け更新研修就業予定証明書」における、公印がない場合や、不備がある場合には②として取り扱う。

②介護支援専門員証の有効期間満了日の近い方

9、受講料及び納付方法

（1）受講料　　42，700円

(2)納付方法　受講決定通知書に併せて納付方法等をご案内いたします。

※一度お振込みいただいた受講料は原則返金できません。

※期日までに連絡がなく受講料の振込がない場合は、受講決定を取り消しとさせていただきます。

※令和 7 年度から神奈川県による介護支援専門員法定研修負担軽減事業が開始されました。研修修了時または 3 ヵ月以内に県内で「介護支援専門員」として勤務した方で希望者に対して 10,000 円が軽減されます。詳細は研修初日に会場でご説明いたします。

10、オンラインによる受講について

・本研修では各科目の講義部分(14 科目/計 29 時間)をインターネット上での動画視聴により受講していただきます。

・事前に録画された講義を視聴していただきます。双方向での対話は行わないため zoom 等のインストールは不要です。

・動画視聴にあたり、インターネットへ常時接続できる通信環境を整えてください。なお、視聴には通信料が発生し、発生した通信料は受講者負担となります。

・スマートフォンでの視聴も可能ですが、動画のデータ容量が大きいため、通信制限等にご注意ください。また、スマートフォンの場合、スライド画面が小さく学習のしづらさがある可能性もございますので、ご了承ください。

・視聴方法の詳細については受講決定通知または研修 1 日目にご案内いたします。必要な機材・インターネット接続環境等については、事前にご準備ください。

・ご自宅での視聴環境の確保が難しい場合については、就業先の事業所や公共施設等での調整をお願いいたします。研修会場等での配信はお行いませんのでご了承ください。

〈準備するもの〉

パソコンまたはタブレット等、イヤホン(必要に応じて)、インターネットが繋がる環境

11、研修会場

1～5 日目の対面研修の会場は神奈川県社会福祉センター(横浜市神奈川区反町 3 丁目 17―2)になります。

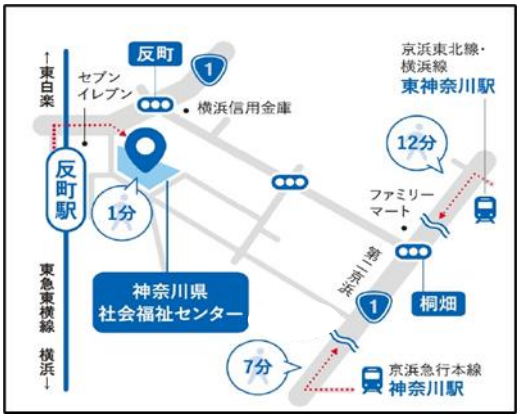

【アクセス】

〇JR「東神奈川」駅徒歩 12 分

〇京浜急行「神奈川」駅から徒歩 7 分

〇東急東横線「反町」駅から徒歩 1 分

※駐車場の用意はありません。

車での来場はご遠慮ください。

12、その他

神奈川県外の都道府県に登録の方は、**受講決定後**に登録している都道府県の介護支援専門員担当部署に連絡をし「受講地変更」の手続きを行ってください。

13、申込・問い合わせ先

社会福祉法人　神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉人材研修センター　福祉研修センター
〒221-0825　横浜市神奈川区反町 3-17-2
TEL：045-534-5798(平日 9 時から 17 時まで)　FAX：045-313-0737

（個人情報について）

神奈川県介護支援専門員実務未経験者に対する更新研修の受講申込時にお預かりしました個人情報については適正に管理を行い、当該研修及び修了証明書交付業務の他、研修受講決定の調整に必要な場合は、神奈川県指定の研修実施機関に受講申込者情報の一部を提供することもあります。
また、本研修終了後には修了者名簿に記載し神奈川県に報告いたします。

（参考）【実務として認められる範囲】 **※必ずご確認ください。**

介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所又は施設において、**介護支援専門員として**就労し、かつ**介護サービス計画の作成を行っている**(※1)ものであること。

ア　居宅介護支援事業所(※2)
イ　特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
ウ　小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業所
エ　介護保険施設
オ　介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
カ　介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
ク　介護予防支援事業所
ケ　地域包括支援センター(※3)

※1　単に、要介護認定のための調査を行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、介護サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験として認められません。

※2　**指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっているため、当該管理者については、実務経験として認められます。**

※3　**地域包括支援センターにおいて「介護支援専門員」として配置され、就労している場合は、実務経験として認められます。**

なお、保健師または社会福祉士等として地域包括支援センターに配置され、就労している者のうち、現に、介護サービス計画の作成、または作成した経験がある場合は、その介護サービス計画の作成について事業所から証明を受けることで、介護支援専門員の実務経験に相当するものとして認められます。

（神奈川県庁 HP　掲載「更新研修における介護支援専門員の実務経験として認められる範囲について」より）

令和8年度(後期)介護支援専門員再研修及び実務未経験者に対する更新研修　日程表　　(別紙1)

	1日目	講義科目 視聴期間	2日目	3日目	4日目	5日目
講義動画視聴期間		令和8年 12月13日(日) ～ 令和9年 1月15日(金)	1月5日(火) ～1月20日(水)	1月21日(木) ～2月3日(水)	2月5日(金) ～2月18日(水)	2月15日(月) ～2月26日(金)
対面研修日	**令和8年 12月12日（土）**		**令和9年 1月21日（木）**	**2月4日（木）**	**2月19日（金）**	**2月27日（土）**

日程	対面研修 開催時間	研修種別	動画 時間	対面 時間	科目	
1日目	9:20～18:15 (受付9:00～)	講義・演習		5	自立支援のためのケアマネジメントの基本	
		講義・演習		2	介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)	
動画 視聴		講義	3		介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	
		講義	2		ケアマネジメントに係る法令等の理解	
		講義	3		地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの 深化及び地域の社会資源	
		講義	3		生活の継続を支えるための医療との連携及び 多職種協働の意義	
		講義	3		人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	
		講義	2		ケアマネジメントの展開	高齢者に多い疾患等(糖尿病,高血圧,脂質異常症,呼吸器疾患,腎臓病,肝臓病,筋骨格系疾患,廃用症候群等)の留意点の理解
		講義	3		ケアマネジメントの展開	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント
2日目	9:25～15:00 (受付9:00～)	講義・演習	1	2	ケアマネジメントの展開	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント
		講義・演習	1	2	ケアマネジメントの展開	心疾患のある方のケアマネジメント
3日目	9:25～15:00 (受付9:00～)	講義・演習	1	2	ケアマネジメントの展開	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント
		講義・演習	2	2	ケアマネジメントの展開	看取りに関する事例
4日目	9:25～15:00 (受付9:00～)	講義・演習	2	2	ケアマネジメントの展開	認知症のある方及び家族等を支える ケアマネジメント
		講義・演習	1	2	ケアマネジメントの展開	地域共生社会の実現に向け他法他制度の活用が必要な事例のケアマネジメント
5日目	9:25～17:00 (受付9:00～)	講義・演習	2	2	ケアマネジメントの展開	脳血管疾患のある方のケアマネジメント
		講義・演習		4	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	

・時間はあくまでも目安になります。時間等については変更する場合がございます。
・対面研修の際には、研修終了後に15分程度の事務連絡の時間を設けます。
・対面研修の前日までに講義動画の視聴をしていただく科目があります。
　※講義動画が未視聴の方は対面研修に参加できませんのでご注意ください。
・対面研修の会場は社会福祉センター3階研修室(横浜市神奈川区反町3－17－2)です。
・今後の状況によっては、開催時期が延期及び・中止になる場合がございます。予めご了承ください。